

MHM Asian Legal Insights

第 110 号 (2020 年 5 月号)

森・濱田松本法律事務所 アジアプラクティスグループ
(編集責任者: 弁護士 武川 丈士、弁護士 小松 岳志)

今月のトピック - 新型コロナウイルス (「COVID-19」) 特集

1. インド : COVID-19 関連の各法分野の最新アップデート
2. シンガポール : 雇用主による安全管理措置 (Safe Management Measures)
3. タイ : 電子的方法による会議に関する緊急勅令の発布
4. ミャンマー : COVID-19 に関連する法令等改正の動向アップデート
: COVID-19 対策に関する労働・移民・人口省による
Announcement 等の公表
: 倒産法の運用開始に向けたアップデート - 倒産規則の
制定等
: ミャンマー中央銀行による政策金利の引下げ
5. ベトナム : 競争法に関する新政令の制定

はじめに

このたび、森・濱田松本法律事務所アジアプラクティスグループでは、主に東南・南アジア各国の新型コロナウイルス (「COVID-19」) に関連するリーガルニュースを集めたニュースレター、MHM Asian Legal Insights 第 110 号 (2020 年 5 月号) を作成いたしました。今後の皆様の東南・南アジアにおける業務展開の一助となれば幸いに存じます。

1. インド : COVID-19 関連の各法分野の最新アップデート

本項では、COVID-19 関連のインドの各法分野の最新アップデートをお伝えします。

(1) 会社法関連

(a) ビデオ会議の方法による定時株主総会の開催の許容

本レター第 109 号 (2020 年 4 月号) において、インド会社法上ビデオ会議の方法による株主総会の手続については規定が置かれていないところ、今般、2020 年 6 月 30 日までの期間に限り臨時株主総会をビデオ会議の方法により開催することが許容された旨をご紹介しましたが、2020 年 5 月 5 日付けのインド企業省の通達により、さらに、2020 年の間は定時株主総会もビデオ会議の方法により開催することが許容されることとなりました。

MHM Asian Legal Insights

(b) 定時株主総会の開催期限の延長

インド会社法上、定時株主総会は、会計年度の終了から 6 か月以内に開催される必要がありますが、上記インド企業省の 2020 年 5 月 5 日付けの通達により、2019 年 12 月 31 日を会計年度末とする会社の定時株主総会は 2020 年 9 月 30 日までに開催されればよいこととされ、開催期限が延長されました。

(c) 緊急の決議事項

2020 年 4 月 8 日付けのインド企業省の通達により、会社の通常の事業に関する事項ではない緊急の決議事項については、物理的に株主総会を開催することなく郵便投票又は電子投票により決議することが許容されました。

(2) 競争法関連(インド競争委員会による COVID-19 下のビジネスに関する助言の公表)

インド競争委員会は、2020 年 4 月 19 日、「COVID-19 下のビジネスに関する助言」と題した文章を公表しました。その中で、インド競争委員会は、日用品や人工呼吸器・マスク・ワクチンといった医薬品のような必需品、あるいは物流のような必需サービスを継続的に供給し、公平に提供するために、在庫や操業に関する情報やインフラ・物流・製造等に関するネットワークを共有することにより、各事業が協働体制をとる必要があると述べています。その上で、COVID-19 から生じる懸念を処理するために必要かつ相当な事業活動であるか否かが、2002 年インド競争法が禁止する行為に該当するか否かの判断の際に考慮される旨を明らかにしました。この結果、2002 年インド競争法上本来禁止される行為が COVID-19 下においては許容される可能性が出てくることとなります。

(3) インド準備銀行関連(返済猶予の許諾)

インド準備銀行は、2020 年 3 月 27 日付け通達により、ターム・ローンの貸主となっている金融機関に対し、2020 年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの間に弁済期限が到来するターム・ローンの元本や利息につき、3 か月間の返済猶予を与えることができる旨を公表しました。この結果、金融機関が返済猶予を認める場合にはターム・ローンの元本の返済は 3 か月後ろ倒しされ、猶予期間中の利息は猶予対象の元本については発生しないこととなります。

以上、COVID-19 関連の各法分野の最新アップデートをお送りしました。引き続き COVID-19 に関する情報をタイムリーにお伝えします。

MHM Asian Legal Insights

(ご参考)

本レター第 109 号 (2020 年 4 月号)

<http://www.mhmjapan.com/content/files/00041807/20200420-123405.pdf>

弁護士 小山 洋平

☎ 03-5220-1824 (東京)

✉ yohei.koyama@mhm-global.com

弁護士 臼井 慶宜

☎ 06-6377-9405 (大阪)

✉ yoshinori.usui@mhm-global.com

2. シンガポール：雇用主による安全管理措置 (Safe Management Measures)

シンガポールでは、2020年4月7日以来、サーキットブレーカーと呼ばれる COVID-19 の感染拡大防止措置が取られています。この措置は、一部の業種を除いた事業所の閉鎖や、生活必需品等の購入の場合以外の外出禁止等を含むものですが、現時点で6月1日まで同措置が継続することが既に発表されているところです。

もっとも、(建設工事に従事する外国人労働者の宿舎を除き、)市中感染が遞減していくことに鑑み、シンガポール政府は徐々にサーキットブレーカーの内容を緩和していく可能性について言及し始めています。これを受けて、人材省、シンガポール全国労働組合会議 (Singapore National Trade Union Congress) 及びシンガポール全国雇用者連合 (Singapore National Employers Federation) は、2020年5月9日、安全管理措置 (Safe Management Measures : 「本措置」) と呼ばれる、雇用者向けの職場環境に関する指針を発表しました。本措置は、各事業所における COVID-19 の感染を防ぐことを目的としたものであり、現時点では、サーキットブレーカーの期間中にも営業を許可されている業種の雇用主が実施を義務付けられているものです。もっとも、本措置については、全ての雇用者がサーキットブレーカーの終了後に事業所を再開する前に実施することが求められており、現時点で営業を再開していない雇用主にも関係するものといえます。本措置の概要は以下のとおりです。

(1) 安全管理措置システムの構築

雇用主は、本措置を確実に実施するため、詳細な監督計画を策定する必要があります。また、リスク管理戦略や本措置への違反があった場合は是正措置についても、文書で定めておくことが求められています。

加えて、雇用主は、安全管理措置システムの実施、調整及び監督を実施する者として安全管理監督者 (Safe Management Officer) を指名する必要があります。

MHM Asian Legal Insights

(2) 物理的接触の最小化及びセーフ・ディスタンスの実施

雇用主は、従業員が可能な限り在宅で勤務をできるよう配慮（必要な IT 機器の支給、オンライン会議の実施等）することが求められています。

また、在宅勤務が不可能な職種の従業員については、職場における感染の拡大を防ぐための所定の措置を講じた上で就業させなければいけません。

(3) マスク等の着用・備蓄等

雇用主は、原則として事業所に所在する全員にマスクその他の保護具を着用させなければなりません。また、雇用主は、従業員のために十分な量のマスクを備蓄する必要があります。

(4) 職場の衛生環境の維持

雇用主は、共用部分の清掃を定期的に行うなどして、職場の衛生環境を維持しなければなりません。

(5) 感染事例管理のための措置の実施

雇用主は、従業員及び全ての来訪者に対して、感染事例を適切に管理するため、体温の測定、海外渡航歴の有無等に関する宣誓書の取得等、所定の措置を講じる必要があります。

また、雇用主は、感染事例が確認された場合には、直ちに事業所を閉鎖し、清掃・消毒を実施するなどしなければなりません。

(6) 要保護者への特別対応

雇用主は、高齢者、妊婦、基礎疾患のある者等、感染した場合に重症化するおそれのある従業員に対しては、特別の配慮をする必要があります。

人材省は、本措置への違反については、事業停止命令等を含め厳しい対応をとる予定であることを表明しています。また、本措置に違反した場合、COVID-19 特別措置法（COVID-19 (Temporary Measures) Act）に基づき、1 万シンガポールドル（現在の為替レートで約 74 万 9,487 円）以下の罰金若しくは 6 か月以下の禁固又はこれらの両方が科される可能性があります（2 回目以降の違反については、刑の上限が 2 倍となります。）。

MHM Asian Legal Insights

本措置は、雇用主に相応の負担を求めるものですが、シンガポール政府はこれまでも COVID-19 への対応に関する法令違反には厳しい態度で臨んでいるため、本措置の実施も厳格に求められることが予想されます。シンガポールにおいて事業所を再開する場合、本措置を遵守するため、事前に十分な準備を行う必要があります。

当事務所は、シンガポールにおいて外国法律事務を行う資格を有しています。シンガポール法に関するアドバイスをご依頼いただく場合、必要に応じて、資格を有するシンガポール法事務所と協働して対応させていただきます。

弁護士 小松 岳志

☎ +65-6593-9753 (シンガポール)

✉ takeshi.komatsu@mhm-global.com

弁護士 川村 隆太郎

☎ +65-6593-9754 (シンガポール)

✉ ryutaro.kawamura@mhm-global.com

弁護士 内田 義隆

☎ +65-6593-9463 (シンガポール)

✉ yoshitaka.uchida@mhm-global.com

3. タイ：電子的方法による会議に関する緊急勅令の発布

2020年4月19日、長期化する COVID-19 の影響に鑑み、電子的方法による会議に関する緊急勅令 (Emergency Decree on Teleconference through Electronic Media, B.E. 2563 (2020) : 「本緊急勅令」) が公布 (同日施行) され、電子的方法による会議の開催要件が緩和されました。以下、本緊急勅令の概要について、ご説明します。

(1) 本緊急勅令の適用範囲

本緊急勅令の対象となる「会議」について、本緊急勅令上の文言からは必ずしも明確ではないものの、法律上開催が必要とされる「会議」と規定されていることから、取締役会及び株主総会のいずれも本緊急勅令の対象となると一般的に解されています。この点について商務省担当官に確認したところ、商務省も同様の見解を採っているとのことでした。

(2) 「電子的方法による会議」の開催要件の変更

本緊急勅令が公布される以前においても、2014年6月の暫定政権下での布告及び2016年9月の商務省告示に基づき、電子的方法による会議を開催することが認められていました。もっとも、これには(a)出席者全員がタイ国内に在ること、及び(b)出席者の1/3以上が同一の場所にいることという要件が課されていたため、電子的方法による会議を開催できる場合には一定の制限がありました。

MHM Asian Legal Insights

しかし、本緊急勅令では、「電子的方法による会議」の開催要件である上記(a)及び(b)の要件が撤廃されたため、タイ国外から会議に出席することが可能となり、また、各出席者が異なる場所から参加することも可能となりました。これにより、例えば、それぞれの取締役が異なる場所から参加し、かつ、タイ国外から参加した場合であっても、法令上の要件を充たした適法な取締役会の開催となります。

(3) 電子的方法による会議のセキュリティに関する条件

現時点において、Ministry of Digital Economy and Society (「デジタル経済社会省」) は、本緊急勅令の公布を受けて、電子的方法による会議を開催する際のセキュリティ要件に関する具体的な通達を公布していないものの、本緊急勅令は、引き続き、デジタル経済社会省が 2014 年に公布した通達 (Notification from the Ministry of Information and Communication Technology re: Standards for Electronic Conferencing Security B.E. 2557) に基づくセキュリティ要件を充足することを求めています。

この点について、Electronic Transactions Development Agency (電子取引開発機構 : 「ETDA」) のウェブサイト (<https://www.eta.or.th/content/e-meeting.html>) 上では、当該セキュリティ要件を充足している旨の自己評価書を提出したサービスプロバイダーが公表されています。もっとも、これらは自己評価書に過ぎず、ETDA がサービスプロバイダーの提供するシステムが法令上のセキュリティ要件を充足したことが公式に認められたものではないことに留意が必要です。

(4) 会議開催者 (Meeting Arranger) の義務

本緊急勅令は、会議開催者に対して、以下の義務を課しています。

- (a) 出席者が会議出席前に、電子的方法により、出席者の本人確認を行うこと。
- (b) 出席者が投票を行うことができるようにすること。
- (c) 議事録を書面で作成すること。なお、音声記録及び音声映像記録は議事録の一部とみなされる。
- (d) 秘密会議を除き、会議全体の全出席者の音声又は音声映像を記録すること。
- (e) 出席者の通信記録を保管すること。

以上のとおり、本緊急勅令により、電子的方法による会議の開催要件が緩和されたため、とりわけ株主や取締役がタイ国外にいる外資系企業にとっては、COVID-19 の影響の下、事実上開催困難となっていた取締役会や株主総会の開催が可能となったものといえ、COVID-19 による実務への影響を抑えることができると評価できます。

MHM Asian Legal Insights

弁護士 二見 英知

☎ +66-2-009-5167 (バンコク)

✉ hidetomo.futami@mhm-global.com

弁護士 山口 健次郎

☎ +66-2-009-5122 (バンコク)

✉ kenjiro.yamaguchi@mhm-global.com

弁護士 白井 啓子

☎ +66-2-009-5130 (バンコク)

✉ keiko.shirai@mhm-global.com

オフィスの移転に伴い、2020年2月11日より電話番号が変更になりました。

4. ミャンマー：COVID-19に関連する法令等改正の動向アップデート

：COVID-19 対策に関する労働・移民・人口省による Announcement 等の公表

労働・移民・人口省 (Ministry of Labour, Immigration and Population :「MOLIP」) は、COVID-19 の感染拡大に対応するため、下記の Announcement 等を順次公表しました。

- (1) 2020年4月19日付け Announcement (「4月19日付け Announcement」)
- (2) 2020年4月28日付け Notification 83/2020号 (「本 Notification」)
- (3) 2020年5月3日付け Announcement (「5月3日付け Announcement」)

4月19日付け Announcement では、ミャンマー国内の工場、店舗及び施設について、保健・スポーツ省 (Ministry of Health and Sports) が公表した COVID-19 の感染拡大予防措置が講じられているかについての実査を4月30日までに実施すること、及び当該実査を踏まえた承認を得るまで営業を行ってはならない旨が示されました。このような MOLIP による実査及び承認の対象について、同 Announcement の文言上は、オフィスを含む全ての事業所を対象とするように読めます。他方、当局の対応は労働局の管轄ごとに差異が見られ統一的な運用がなされていないようであり、現場に混乱が見られるところです。この点に関連して、5月3日付け Announcement では、銀行、保険や建設業等の特に指定された業務は、保健・スポーツ省による感染拡大予防措置を講じた上で事業は継続可能であるとする一方で、各事業者において今後実施予定である当局の実査に向けた準備を行うことも求められています。これまでのところ、MOLIP による統一的な整理は明文で明らかにされておらず、当面は、各事業者において、保健・スポーツ省が公表した感染拡大予防措置を採った上で、個別に関係当局と協議しながら対応していく必要があります。

なお、MOLIP による上記手続に関連して、本 Notification では、4月19日付け Announcement に基づく MOLIP の承認取得までの休業期間について、社会保障法 (The Social Security Law) に基づく登録を受けていた従業員は、社会保障基金から給与の

MHM Asian Legal Insights

40%に相当する額の給付を受けられる旨が示されました。このような対応の前提として、休業期間中も従業員に対する給与支払義務を負うかという論点について当局でどのような整理が行われているのかは明らかではありません。今後、事態が長期化した場合には、当局として一定の整理を行った上で、休業期間における給与の支払について何らかの指針を示すことも必要になってくると思われます。今後も引き続き関係当局の動向を注視していく必要がありそうです。

：倒産法の運用開始に向けたアップデート - 倒産規則の制定等

ミャンマー最高裁判所 (Supreme Court of Myanmar) は、2020年4月28日付け Notification 321/2020 号において、倒産法 (The Insolvency Law) の施行細則である倒産規則を公表しました。また、ミャンマー政府は、2020年3月26日付け Notification 25/2020 号において、倒産法の規定に基づき、監査総監 (Auditor General) やミャンマー中央銀行総裁等を構成員とする倒産実務家規制審議会 (Insolvency Practitioners' Regulatory Council) の設立を公表しました。同審議会は、倒産法に基づく権限として、倒産実務家資格の認証や、倒産実務の運用指針の策定を行うことが予定されています。

本レター第108号 (2020年3月号) 及び第109号 (2020年4月号) で既にお伝えしているとおり、ミャンマーでは、2020年2月14日に倒産法が制定され、同年3月25日から、同法の規定のうち国際倒産に関する第10章を除く部分が施行されています。上記のアップデートにより、倒産法に基づく実際の運用開始に向けて前進したといえます。

(ご参考)

本レター第108号 (2020年3月号)

<http://www.mhmjapan.com/content/files/00041532/20200323-012254.pdf>

本レター第109号 (2020年4月号)

<http://www.mhmjapan.com/content/files/00041807/20200420-123405.pdf>

：ミャンマー中央銀行による政策金利の引下げ

ミャンマー中央銀行 (Central Bank of Myanmar) は、2020年4月27日付け Notification 8/2020 号において、5月1日より、政策金利を1.5ポイント引き下げ、年率7.0%とすることを公表しました。COVID-19の影響による政策金利の引下げは、3月12日付け Notification 1/2020 号に基づく0.5ポイントの引下げ (年率10%から年率9.5%への引下げ)、3月24日付け Notification 4/2020 号に基づく1.0ポイントの引下げ (年率9.5%から8.5%への引下げ) に次いで3度目となり、短期間で3.0ポイントの利下げが実施されたこととなります。

MHM Asian Legal Insights

弁護士 武川 丈士

☎ +95-1-9253652 (ヤンゴン)

☎ +65-6593-9752 (シンガポール)

✉ takeshi.mukawa@mhm-global.com

弁護士 眞鍋 佳奈

☎ +95-1-9253653 (ヤンゴン)

☎ +65-6593-9762 (シンガポール)

✉ kana.manabe@mhm-global.com

弁護士 井上 淳

☎ +95-1-9253654 (ヤンゴン)

✉ atsushi.inoue@mhm-global.com

弁護士 石塚 司

☎ +95-1-9253660 (ヤンゴン)

✉ tsukasa.ishizuka@mhm-global.com

オフィスの移転に伴い、2020年3月10日より電話番号が変更になりました。

5. ベトナム：競争法に関する新政令の制定

ベトナムにおいて、2019年7月1日より新競争法が施行されているところ、新競争法の詳細を定める政令である Decree No.35/2020/ND-CP (「政令 35 号」) が 2020 年 3 月 24 日に制定され、同年 5 月 15 日に施行されました。本稿では、政令 35 号の内容のうち、特に日系企業によるベトナム企業への投資に影響を与え得る企業結合規制に関する規制をご説明します。

(1) 企業結合規制の対象となり得る企業買収の定義

新競争法上、吸収合併・新設合併、企業買収及び合弁事業が「経済集中」として分類され、一定の基準を満たす経済集中に該当する行為を行う場合には、当局への事前届出を要求し(当該基準の詳細については下記(2)参照) 当局による予備審査・公式審査により「市場競争が著しく抑制される又は抑制され得る」と判断される場合には経済集中の実施が禁止されます。この点、経済集中の一類型である企業買収については、新競争法及び政令 35 号において、以下のとおり定義されています。

- (a) 買収企業が買収対象企業の定款資本又は議決権の 50% 超を取得する場合
- (b) 買収企業が買収対象企業の全部又は一部の事業内容における資産の 50% 超の所有権又は使用権を取得する場合
- (c) 買収企業が買収対象企業の以下のいずれかの権利を有する場合
 - 取締役の全部若しくは過半数、社員総会の議長又は社長についての直接又は間接的な選解任権
 - 定款の変更権限
 - 事業の組織形態、事業内容・事業地域・事業形態の選択、事業規模・事業目的の調整、事業上の資金の調達・分配・利用方法の選択を含む事業活動に関する重要事項の決定権

以上の要件のうち、(c) については、具体的に買収企業がどの程度の権利を有する

MHM Asian Legal Insights

場合には要件を満たすか（例えば、買収企業とほかの株主・持分権者との間の合弁契約において、買収企業が配当決議について拒否権を有する場合には上記の要件に該当するかなど）については必ずしも明らかではなく、今後の当局の運用を注視する必要があります。

(2) 競争局への事前届出が要求される基準

上記「経済集中」に該当する取引を行う場合、一定の基準を満たせば競争局に事前届出を行う必要があるところ、政令 35 号では、当該基準は、経済集中の当事者の属性に応じて、以下のとおり定められています。

当事者が金融機関、保険会社及び証券会社（「金融機関等」）以外の場合
(a) 経済集中に参加する企業又は当該企業が属する関連企業グループのベトナムにおける総資産が経済集中の実行の前会計年度において 3 兆ベトナムドン（現在の為替レートで約 137 億 5,060 万円）以上の場合
(b) 経済集中に参加する企業又は企業グループのベトナムにおける取引総額が経済集中の実行の前会計年度において 3 兆ベトナムドン（現在の為替レートで約 137 億 5,060 万円）以上の場合
(c) 経済集中の取引価値が 1 兆ベトナムドン（現在の為替レートで約 45 億 8,352 万円）以上の場合
(d) 経済集中に参加する企業の関連市場における合計市場占有率が経済集中の実行の前会計年度において 20% 以上の場合
当事者が金融機関等の場合
(a) 経済集中に参加する金融機関等又は金融機関等が属する関連企業グループのベトナムにおける経済集中の実行の前会計年度における総資産が以下の基準を満たす場合 <ul style="list-style-type: none"> ● 保険会社・証券会社：15 兆ベトナムドン（現在の為替レートで約 687 億 5,280 万円）以上 ● 金融機関：ベトナム市場における金融機関システムの総資産の 20% 以上
(b) 経済集中に参加する金融機関等又は金融機関等が属する関連企業グループのベトナムにおける経済集中の実行の前会計年度における取引総額が以下の基準を満たす場合 <ul style="list-style-type: none"> ● 保険会社：10 兆ベトナムドン（現在の為替レートで約 458 億 3,520 万円）以上 ● 証券会社：3 兆ベトナムドン（現在の為替レートで約 137 億 5,060 万円）以上 ● 金融機関：金融機関システムの取引総額の 20% 以上

MHM Asian Legal Insights

(c) 経済集中の取引価値が以下の基準を満たす場合

- 保険会社・証券会社:3兆ベトナムドン(現在の為替レートで約137億5,060万円)以上
- 金融機関:金融機関システムの定款資本総額の20%以上

(d) 経済集中に参加する企業の関連市場における合計市場占有率が経済集中の実行の前会計年度において20%以上の場合

いずれの属性の場合も、上記(a)から(d)の基準のうち一つでも満たせば競争局に事前届出を行う必要があります。なお、政令35号上、上記基準のうち、経済集中の取引価値(上記(c))については、ベトナムの領域外で行われる経済集中には適用されないこととされています。

(3) 予備審査・公式審査

上記(2)の基準を満たす経済集中については、当局に対して事前に届出を行う必要があります。当局は、不備のない事前届出を受領してから30日以内に予備審査を行い、公式審査を行うことを決定した場合には、その旨の通知を行ってから90日(ただし、事案が複雑な場合は60日の延長が可能)以内に公式審査を行うこととされています。この点について、政令35号では、(予備審査は必要であるものの)公式審査が不要となる一定の基準が定められており、例えば、経済集中に参加する企業の関連市場における合計市場占有率が20%未満である場合には、公式審査は不要とされています。

政令35号により、新競争法における企業結合規制の枠組みがより明確化されましたが、依然として解釈が明らかではない点は少なくなく、また解釈については当局の裁量に委ねられる部分も多いため、具体的な運用について実務の蓄積が待たれます。

弁護士 江口 拓哉

☎ +84-28-3622-2601 (ホーチミン)

☎ 03-5223-7745 (東京)

✉ takuya.eguchi@mhm-global.com

弁護士 西尾 賢司

☎ +84-28-3622-2602 (ホーチミン)

✉ kenji.nishio@mhm-global.com

弁護士 埴 晋

☎ +66-2-009-5127 (バンコク)

✉ susumu.hanawa@mhm-global.com

弁護士 川上 愛

☎ +84-28-3622-2603 (ホーチミン)

✉ ai.kawakami@mhm-global.com

MHM Asian Legal Insights

文献情報

- 論文 「International Comparative Legal Guide to: Enforcement of Foreign Judgments 2020 - Japan Chapter」
掲載誌 International Comparative Legal Guide to: Enforcement of Foreign Judgments 2020 5th Edition
著者 金丸 祐子、辰野 嘉則

- 論文 「Global Legal Insights to: International Arbitration 2020 - Japan Chapter」
掲載誌 Global Legal Insights to: International Arbitration 2020 6th Edition
著者 金丸 祐子、辰野 嘉則

NEWS

- **The 11th Edition of The Best Lawyers™ in Japan にて高い評価を得ました**
Best Lawyers®による、The 11th Edition of The Best Lawyers™ in Japan に当事務所の弁護士 120 名が選ばれました。

以下 6 名の弁護士が「Lawyers of the Year」に選ばれました。

池田 綾子 - Criminal Defense

佐藤 正謙 - Derivatives

堀 天子 - FinTech

三浦 健 - Investment and Investment Funds

石綿 学 - Private Equity, Private Funds and Venture Capital Law

小澤 絵里子 - Real Estate Law

Antitrust / Competition Law : 伊藤 憲二、宇都宮 秀樹、加賀美 有人

Arbitration and Mediation : 上村 哲史、辰野 嘉則

Asset Finance Law : 佐伯 優仁、村上 祐亮、中島 悠助

Banking and Finance Law : 佐藤 正謙、松井 秀樹、丸茂 彰、小澤 絵里子、小林 卓泰、末岡 晶子、青山 大樹、江平 享、末廣 裕亮

Capital Markets Law : 安部 健介、藤津 康彦、鈴木 克昌、尾本 太郎、江平 享、熊谷 真和、根本 敏光、田井中 克之、宮田 俊

Corporate and M&A Law : 小島 義博、林 宏和、米 正剛、射手矢 好雄、河井 聡、藤田 浩、松井 秀樹、藤原 総一郎、棚橋 元、石本 茂彦、岡崎 誠一、高谷 知佐子、石綿 学、大石 篤史、松村 祐土、鈴木 克昌、小松 岳志、戸嶋 浩二、浦岡 洋、紀平 貴之、篠原 倫太郎、秋本 誠司、江平 享、内田 修平、塩田 尚也、関口 健一、代 宗剛、松下 憲、藤田 知也、本間 隆浩、松井 裕介、近澤 諒、二見 英知

MHM Asian Legal Insights

Corporate Governance & Compliance Practice : 松井 秀樹、澤口 実、石井 裕介、奥山 健志、梅津 英明、大野 志保、渡辺 邦広、山内 洋嗣、河島 勇太

Criminal Defense : 池田 綾子、奥田 洋一、柴田 勝之

Derivatives : 佐藤 正謙、小澤 絵里子

Energy Law : 小林 卓泰、四元 弘子

Financial Institution Regulatory Law : 松井 秀樹、小田 大輔、江平 享、堀 天子、石川 貴教

FinTech : 竹野 康造、堀 天子

Information Technology Law : 齋藤 浩貴、丸茂 彰、飯田 耕一郎

Insolvency and Reorganization Law : 藤原 総一郎、井上 愛朗、山崎 良太、稲生 隆浩

Insurance Law : 増島 雅和、吉田 和央

Intellectual Property Law : 飯塚 卓也、齋藤 浩貴、横山 経通、三好 豊、小野寺 良文、上村 哲史、岡田 淳

International Arbitration : 横田 真一郎

International Business Transactions : 小島 義博、江口 拓哉、射手矢 好雄、土屋 智弘、松村 祐土、武川 丈士

Investment and Investment Funds : 竹野 康造、三浦 健、大西 信治、下瀬 伸彦

Labor and Employment Law : 高谷 知佐子、荒井 太一、安倍 嘉一

Litigation : 信國 篤慶、山岸 良太、奥田 洋一、市川 直介、金丸 和弘、松井 秀樹、藤原 総一郎、宮谷 隆、柴田 勝之、荒井 正児、眞鍋 佳奈、金丸 祐子、小島 冬樹

Media and Entertainment Law : 齋藤 浩貴、山元 裕子、横山 経通、上村 哲史、佐々木 奏

Privacy and Data Security Law : 北山 昇

Private Equity, Private Funds and Venture Capital Law : 竹野 康造、三浦 健、藤原 総一郎、棚橋 元、石綿 学、田中 光江、久保田 修平

Product Liability Litigation : 関戸 麦

Project Finance and Development Practice : 岡谷 茂樹

Real Estate Law : 佐藤 正謙、植田 利文、小澤 絵里子、武川 丈士、石川 直樹、青山 大樹、埴 晋

Structured Finance Law : 佐藤 正謙、諏訪 昇、植田 利文、小澤 絵里子、小林 卓泰、武川 丈士、青山 大樹、蓮本 哲

Tax Law : 増田 晋、大石 篤史、酒井 真、小山 浩、栗原 宏幸

Technology Law : 田中 浩之

Telecommunications Law : 山元 裕子、丸茂 彰、飯田 耕一郎、林 浩美、小山 洋平

MHM Asian Legal Insights

Trade Law : 江口 拓哉

- 小松 岳志 弁護士のコメントが、5 月 11 日付け Financial Times 『Lockdown accelerates push into digital workflows for professional services』と題した記事に掲載されました
- 当事務所が監修した、全国銀行協会の「LIBOR の恒久的公表停止に係る相対貸出のフォールバック条項の参考例(サンプル)」及びその解説が 3 月 31 日に公表されました

(当事務所に関するお問い合わせ)
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhm-global.com
www.mhmjapan.com